

町有地を売却します

町では、随時募集(先着申込者への売り払い)により町有地を売却します。

随時募集売払とは、価格公示売り払いにより売り払いを行った物件のうち、申し込みがなかった物件を先着順に売り払いする方法です。

(申し込みに必要な書類を最初に持参した方を契約者に決定します。)

※先着順としているため、郵送での提出は受け付けておりません。

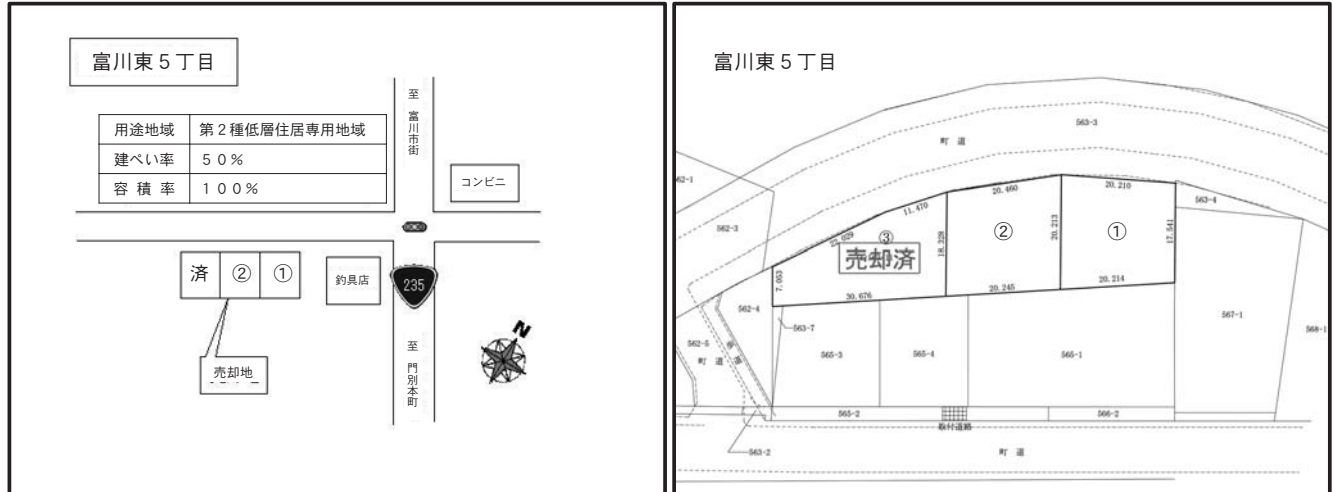
◎ 物件

| 番号 | 所在地 | 地目 | 面積 | 売払価格 |
|----|-----------------|----|----------------|------------|
| ① | 日高町富川東5丁目563-8 | 宅地 | 380.70㎡(約115坪) | 2,640,000円 |
| ② | 日高町富川東5丁目563-10 | 宅地 | 389.26㎡(約117坪) | 2,700,000円 |

※全筆一括売却にも応じますので、ご相談ください。

※これらの物件は、予告なく中止または変更される場合がありますのでご容赦ください。

◎ 売却地位置図



◎ 募集案内書(申込書)について

募集案内書(申込書)については、日高町ホームページ(町有地をお売りします)からダウンロードしていただくか、管財建築課財産管理グループ(電話01456-2-6187)へお申し込みいただければ郵送いたします。

◎ 申込期間

平成24年5月21日(月)から平成25年2月28日(木)まで

申込資格、方法等の詳細は、日高町ホームページをご覧ください。役場管財建築課へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

役場管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187

使い捨てライター回収終了

日高消防団では、昨年8月から防火活動の一環として実施していました「使い捨てライターの回収」を平成24年3月31日にて終了させていただきました。

今後においても使い捨てライターによる火遊び等が原因で、大切な命が失われる事の無いように、取扱い方法や保管方法には十分にご注意ください！

<ご協力ありがとうございました>

回収させていただいた数 → **5,692個**

(平成23年8月1日～平成24年3月31日)

※回収させていただいた使い捨てライターは「平取町外2町衛生施設組合」により適正に処理していただきました。

今後は、平取町外2町衛生施設組合の「ゴミの分別方法」に従い廃棄してください。

近年、使い捨てライター等の不適切な処理により、ゴミ収集車の火災が全国的に多く発生しています。

また、ガスの抜き取り作業には危険が伴いますので「屋外の風通しの良い場所で行う」など十分にご注意下さい。

新型でも安心はできない！

皆さんご承知のとおり、使い捨てライター等は子供が簡単に操作できない幼児対策（チャイルドレジスタンス）機能を施すなどの規制により、平成23年9月27日からPSCマークが付いているものでなければ販売が出来なくなりました。（※一部規制から除外されるものもあります。）

しかし、新型だからといって安心は出来ません！

新型ライターの使い方を子供が覚えてしまい、火災を起こしてしまったケースが発生しています。

子供の火遊びが原因で起きた火災のうち、約70%が使い捨てライターによるものであり、安全規制が導入された後も同程度の割合で推移しています。

最も大切なのは、火遊びの危険性を教えることです！

下記の4点を守りましょう！

- ① 火遊びの危険性を教える
- ② 子供の手の届かない場所に保管する
- ③ 不要なライターは捨てる
- ④ PSCマーク付きの新型を使う



日高西部消防組合 日高消防団

消防団員募集中！